

令和2年4月7日

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部

- (令和2年4月13日改定)
- (令和2年4月17日改定)
- (令和2年4月24日改定)
- (令和2年4月28日改定)
- (令和2年5月4日改定)
- (令和2年5月15日改定)
- (令和2年5月21日改定)
- (令和2年5月26日改定)
- (令和2年6月18日改定)
- (令和2年7月9日改定)
- (令和2年7月17日改定)
- (令和2年7月23日改定)
- (令和2年7月29日改定)
- (令和2年8月1日改定)
- (令和2年8月28日改定)
- (令和2年9月17日改定)
- (令和2年10月14日改定)
- (令和2年11月5日改定)
- (令和2年11月11日改定)

※下線は前回からの変更箇所

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（抄）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同法の規定及び兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染拡大防止や県民生活・県民経済の安定に向け、同法第24条第9項及び第45条第1項の規定等に基づく緊急事態措置を実施してきた。

令和2年5月21日、本県は緊急事態措置実施区域としては解除されたが、引き続き感染防止対策を推進するとともに、生活の日常化と経済活動の回復を目指す必要があることから、以下の措置を実施する。

I 区域 兵庫県全域

II 期間

- ・緊急事態措置期間 令和2年4月7日～令和2年5月21日
- ・以後の対処方針実施期間 令和2年5月22日～

III 措置

1 医療体制

(1) 入院体制

○現在、重症対応110床、中軽症対応561床の計671床を確保しているが、感染拡大期1となり、新規陽性患者数が増加傾向にある状況を踏まえ、重症対応90床程度、中軽症対応410床程度の計500床程度での運用に向けた準備を進める。

【フェーズに応じた体制】

区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2
目安 (新規陽性患者数 (1週間平均))	10人未満	10人以上 (警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上
体制構築 の考え方	15人/日の新規患者 数発生に対応	20人/日の新規患者 数発生に対応	30人/日の新規患者数 発生に対応	40人/日の新規患者 数発生に対応	55人/日の新規患者数 発生に対応
病床数	200床程度 うち重症40床程度	300床程度 うち重症50床程度	400床程度 うち重症70床程度	500床程度 うち重症90床程度	650床程度 うち重症120床程度
宿泊療養	200室程度	200室程度	300室程度	500室程度	700室程度

(注) 最大1日98人の患者発生(国の「新たな流行シナリオ」)に対応

- 県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」に、神戸市立医療センター中央市民病院及び県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」にそれぞれ位置づけ、重症者対策を推進する。
- 感染症病床に加え、一定の感染症予防策等を実施した入院病床を確保するため、空床補償経費や診療報酬について一定の水準が確保されたが、県としても、空床補償経費について国制度に加え、独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し入院患者受入の支援を行う。
あわせて、医療機関において、重症化対策や感染症対策が実施されるよう、人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。
- がん患者、透析患者、障害児者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。

(2) 無症状者や軽症者への対応

- 患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないよう、原則として入院後の無症状者や軽症者は、医師・看護師等医療体制を整備した宿泊施設において療養を行う。無症状者については、医師の判断により入院を経ずに直接の宿泊療養の実施を可能とする。
- 現在、700室程度（5施設）を確保しているが、感染拡大期1となり新規陽性者が増加傾向にある状況を踏まえ、500室程度での運用に向けた準備を進める。

(3) 外来医療体制の強化

- 帰国者・接触者外来を73機関設置している。
- 各圏域における外来等受診状況を踏まえ、臨時外来等の設置について、関係市町及び医師会等関係団体と協力して対応する。
- インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、地域の実情に応じて発熱患者を診察できるよう、医師会等と協力のうえ、発熱等診療・検査医療機関 888ヶ所を指定した。今後も引き続き指定を進める。
- 県民に対して、発熱等の症状があれば、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従って受診すること、かかりつけ医などがいない時は「発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所）」や、「新型コロナ健康相談コールセンター（全県）」へ相談することを呼びかける。
特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めの相談を呼びかける。

(4)～(10) (略)

2～10 (略)